

TPP交渉参加に反対する声明

安倍晋三首相は、2月22日、米国オバマ大統領と会談し、近くTPP交渉に参加する意向を表明した。会談後に出されたTPPに関する日米共同声明では、①「日本がTPP交渉に参加する場合に全ての物品が交渉の対象とされること」、②「TPP交渉参加に際し、一方的にすべての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する」などとしている。安倍首相はこの②の点をもって、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとし、この②の点を米国に譲歩させたかのように述べて交渉参加に踏み切る姿勢を見せている。

自民党は、公約で「聖域なき関税撤廃を前提とする限りTPP参加に反対する」としてきたが、これは例外品目が認められなければ交渉のテーブルにつかないという意味であった。しかし、上記「TPP交渉参加に際し、一方的にすべての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」の意味するものは、交渉のテーブルにつく際にはすべての関税の撤廃を約束されるものではなく、交渉の結果によっては例外があるかもしれないという意味にすぎない。つまり例外を勝ち取る保証はどこにもなく何ら米国を譲歩させたことにはなっていないのであり、これで交渉に参加すれば上記公約に違反するものである。

また、安倍首相は、TPP参加を、コメなどに関税の例外が認められるかという農業問題に矮小化している。しかし、TPPの問題は、農業に限らず、医療、食の安全、国民皆保険制度、金融などあらゆる分野において規制を取り払うことにつながる問題である。例えば、韓国は、米国とFTA（自由貿易協定）を締結したが（昨年3月に発効）、昨年12月に米国の投資ファンドが米韓FTAのISD条項（投資家-国家間訴訟条項）に基づき、国際投資紛争機関に韓国政府に対して巨額の賠償金を求めて提訴している。TPPに参加することで日本でも同様の事態が生じることが想定されるが、政府はこのような説明を全くしていない。しかし、この点は、安倍首相も熟知しているはずである。自民党は、公約で上記の点に加え、①自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない、②国民皆保険制度を守る、③食の安全安心の基準を守る、④国の主権を損なうようなISD条項は合意しない、⑤政府調達・金融サービス等は、わが国の特性を踏まえる、との5点を含めた6項目がTPP交渉参加の条件であると公約していた。にもかかわらず、「聖域なき関税撤廃」が認められるか否かの問題であるかのように装って交渉参加に踏み切ることは、公約違反であり国民を欺くもので許されない。われわれ自由法曹団は、2011年7月に意見書「TPPはくらしと地域経済を破壊する」を発表し、これまで各団体と連携してTPP参加反対の取り組みを行ってきた。今後も、広範な人々とともに、くらしを破壊するTPP参加阻止のために、いっそう奮闘する決意である。

2013年3月8日

自由法曹団

団長 篠原義仁